

取締役・監査役のトレーニングに関する基本方針

北興化学工業株式会社
平成28年1月4日 制定

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。以下同じ）がその役割・責務を果たし、役員全体のパフォーマンス向上に資するトレーニングを継続的に実施する目的で、以下の通り、「取締役・監査役のトレーニングに関する基本方針」を定める。

1. 取締役・監査役は、以下に関し、社内担当者による説明や外部専門家による研修を受け、自己の知識や知見を継続的に補完・拡充することにより、常にブラッシュアップする。
 - (1) 会社法関連、コーポレートガバナンス（取締役・監査役としての法的責任を含む）
 - (2) マネジメント、リーダーシップ
 - (3) コンプライアンス
 - (4) 株式、開示関連（金融商品取引法関連を含む）
 - (5) 財務・会計、金融・コーポレートファイナンス
 - (6) その他当社グループに係る重要な事項
- 2 前号に関わる研修機会※の情報を適時提供するとともに、それに要する費用を支援する。

2. 取締役・監査役の就任に際しては、就任後3ヵ月以内を目処に、当社代表取締役社長または代表取締役社長が指名した当社グループの業務執行取締役または担当執行役員が当社グループに関する事業概要並びに事業環境、ガバナンス、経営・財務状態、組織等に関する事項の説明を実施する。

3. 前各項以外にも、取締役・監査役の在任中、その役割・責務を果たすのに必要と考えられる知識の習得や更新を目的とした研修機会の提供・斡旋を行う。外部での研修等に関しては必要な費用を支援する。

4. 本方針の改廃は取締役会決議による。

※本方針における研修機会とは、当社代表取締役社長または企画管理グループ担当取締役が指定するものをいう。

以上